

福岡県公報

令和六年九月十七日
第五百三十一号
増刊
①

目次

規則 (第四十号・第四十一号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………四

告示 (第五百七十六号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課) ……………四

訓令 (第五号)

○知事が保有する個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令 (県民情報広報課) ……………四

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則 (昭和三十九年福岡県規則第二十三号) の一部を次のように改正する。

第八十五条の見出しを「(公金の徴収又は収納に関する事務の委託)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

部長は、法第二百四十三条に規定する場合に該当するものとして公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、委託の内容及び徴収又は収納の方法等について、

会計管理局長に報告しなければならない。

2 公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者は、知事が定める日までにその徴収し、又は収納した歳入(第八十九条に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)の内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を知事に提出した上で、知事が定める日までに次の各号に掲げるいずれかの方法により払い込まなければならない。

一 第五十二条に規定する払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む方法

二 会計管理局長が認める払込書に代わる方法で会計管理者に払い込む方法
第八十五条の二を次のように改める。

(指定公金事務取扱者の指定等)

第八十五条の二 公金の徴収又は収納に関する事務の委託において、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事実を証する書類を知事に提出しなければならない。

一 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

二 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

三 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

四 コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

2 法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を指定公金事務取扱者(同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した場合において、同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、部長は、その内容について会計管理局長に報告しなければならない。法第二百四十三条の二の三第一項の規定により指定を取り消したときも、同様とする。

3 指定公金事務取扱者は、法第二百四十三条の二第五項又は第六項(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定による委託又は再委託をしようとするときは、当該委託又は再委託をしようとする者に係る第一項各号に掲げる事実を証する書類

を知事に提出しなければならない。

4 法第二百四十三条の二の五第一項の規定により公金の収納に関する事務を委託することができる歳入等は、知事が別に定める。

第八十五条の三の見出し中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に公金の徴収又は収納に関する事務を委託した場合において、会計管理者は、同条第八項に規定する検査を行わせるため、会計管理局又は公金の徴収若しくは収納に関する委託事務を所管する課若しくは財務担当所の職員のうちから検査員を命ずることができる。

第八十五条の三第四項中「受ける者」の下に「又は公金の徴収若しくは収納に関する委託事務を所管する課若しくは財務担当所の長」を加える。

第八十五条の四第一項中「検査を」を「前条第一項に規定する検査を」に改める。

第八十五条の見出し中「支出」を「公金の支出に関する」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、法第二百四十三条に規定する場合に該当するものとして私人に公金の支出に関する事務を委託する必要があるときは、当該事務を委託しようとする私人との間に委託契約を締結しなければならない。この場合において、部長は、委託の内容について会計管理局長に報告しなければならない。

第八十五条第二項中「支出」を「公金の支出に関する」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「支出」を「公金の支出に関する」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(指定公金事務取扱者の指定等の場合の準用)

第八十五条の二 第八十五条の二第一項、第二項及び第三項、第八十五条の三並びに第八十五条の四の規定は、法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に公金の支出に関する事務を委託した場合について準用する。

様式第七十三号を次のように改める。

様式第73号(第85条の3)

(表)

第 号

検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、地方自治法第243条の2第8項の規定による検査を行う者であることを証明する。

検査対象業務名

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

発行 年 月 日

福 岡 県 会 計 管 理 者

印

(裏)

- 1 この証は、検査の際は、必ず携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。
- 2 この証は、他人に貸与してはならない。
- 3 この証は、期間が満了したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

地方自治法抜粋

第243条の2

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、令和六年四月一日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）になお従前の例により当該事務を行わせる場合における改正前の福岡県財務規則第八十五条から第八十五条の四まで及び第二百五条の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。改正前の福岡県財務規則様式第七十三号の使用についても、同様とする。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和六年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十一号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同項第四号中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同項第五号中「第十八条第二十四項」を「第十八条第三十八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

告示

福岡県告示第五百七十六号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

消防学校 北部家畜保健衛生所	稲築志耕館高等学校 嘉穂特別支援学校	嘉麻警察署	稲築支店
消防学校 北部家畜保健衛生所	嘉麻警察署	大隈支店	稲築支店

を

消防学校 北部家畜保健衛生所	稲築志耕館高等学校 嘉穂特別支援学校	嘉麻警察署	稲築支店
消防学校	嘉麻警察署	大隈支店 山田支店	稲築支店

に改める。

附則

この告示は、令和六年十月七日から施行する。

訓令

福岡県訓令第五号

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令

本庁

出先機関

令を次のように定める。

令和六年九月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を

改正する訓令

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和五年三月福岡県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

附則

この訓令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行する。